

平成 30 年度

決算に係る健全化判断比率及び
資金不足比率に関する審査意見書

鹿沼市監査委員

監第 32 号
令和元年 11 月 15 日

鹿沼市長 佐藤 信 様

鹿沼市監査委員 高 田 悦 夫

鹿沼市監査委員 谷 中 恵 子

平成 30 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率に
関する審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同第 22 条
第 1 項の規定に基づき、令和元年 8 月 9 日付け財第 204 号により審査に
付された平成 30 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率につい
て審査した結果、次のとおり意見書を提出します。

平成 30 年度健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

この審査は、市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された次の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

ア 健全化判断比率

(比率:%)

	決算に係る比率	早期健全化基準
① 実質赤字比率	—	12.24
② 連結実質赤字比率	—	17.24
③ 実質公債比費率	3.1	25.0
④ 将来負担比率	—	350.0

注：「—」は、①及び②は赤字を生じていないため、④は、マイナスとなり将来負担すべき実質的な負債額がないことになるため、当該数値については該当なしを表す。

注：基準値は、総務省による。

① 実質赤字比率算出式

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額} \quad 0\text{千円}}{\text{標準財政規模} \quad 22,792,571\text{千円}}$$

「－」

標準財政規模に対する、一般会計等の歳入総額から歳出総額を差し引いた額(実質赤字額)の割合のことです。

* 標準財政規模とは・・・地方公共団体の一般財源の標準規模をいいます。

$$\begin{aligned} \text{標準財政規模} &= \text{標準税収入額等} + \text{普通交付税} + \text{臨時財政対策債発行可能額} \\ 22,792,571\text{千円} & \quad 16,030,225\text{千円} \quad 5,121,851\text{千円} \quad 1,640,495\text{千円} \end{aligned}$$



② 連結実質赤字比率算出式

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額} \quad 0\text{千円}}{\text{標準財政規模} \quad 22,792,571\text{千円}}$$

「－」

標準財政規模に対する、一般会計等と公営事業会計を合わせた実質赤字額の割合のことです。

* 公営事業会計・・・

国民健康保険特別会計 介護保険特別会計 後期高齢者医療特別会計 水道事業会計 公共下水道事業費特別会計 公設地方卸売市場事業費特別会計 農業集落排水事業費特別会計	}	・・・* 公営企業会計
---	---	-------------

③ 実質公債費比率算出式

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\left(\begin{array}{l} \text{地方債の元利償還金} \\ 3,444,043 \text{千円} \\ + \\ \text{準元利償還金} \\ 1,261,131 \text{千円} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{償還のための特定財源} \\ 650,297 \text{千円} \\ + \\ \text{交付税のうち基準財政需要額に算入} \\ \text{された元利償還金・準元利償還金} \\ 3,540,522 \text{千円} \end{array} \right)}{\begin{array}{l} \text{標準財政規模} - \\ 22,792,571 \text{千円} \end{array} - \begin{array}{l} \text{交付税のうち基準財政需要額に算入} \\ \text{された元利償還金・準元利償還金} \\ 3,540,522 \text{千円} \end{array}}$$

(3カ年平均)

標準財政規模に対する、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の割合のことです。当該年度を含めて過去3年間の平均を用います。

- * 準元利償還金…公営企業会計や一部事務組合等の元利償還のために普通会計から支出した経費
- * 上記の算出式によるH30の実質公債費比率は「2.67169」となるが、H28決算は「3.21325」、H29決算は「3.50040」であり、過去3ヶ年の平均は「3.1」となります。

④ 将来負担比率算出式

$$\text{将来負担比率} = \frac{\left(\begin{array}{l} \text{一般会計等の地方債現在高} \\ 26,665,161 \text{千円} \\ \text{債務負担行為の支出予定額} \\ 0 \text{千円} \\ \text{公営事業会計等の地方債元利償還} \\ \text{のために一般会計等から支出する} \\ \text{見込額} \\ 10,665,460 \text{千円} \\ \text{一般会計等の退職手当支給予定額} \\ 6,425,425 \text{千円} \\ \text{地方公社や第3セクター等の負債額の} \\ \text{うち、財務・経営状況を勘案した一般会} \\ \text{計等の負担見込額 など} \\ 141,708 \text{千円} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{将来負担額に充当することがで} \\ \text{きる基金} \\ 12,191,816 \text{千円} \\ \text{将来負担額のうち、地方債の元利} \\ \text{償還・準元利償還、債務負担行為} \\ \text{の支出予定額に充当することがで} \\ \text{きる特定財源} \\ 4,145,781 \text{千円} \\ \text{地方債現在高に係る交付税の基準財} \\ \text{政需要額算入見込額} \\ 34,041,404 \text{千円} \end{array} \right)}{\begin{array}{l} \text{標準財政規模} - \\ 22,792,571 \text{千円} \end{array} - \begin{array}{l} \text{交付税のうち基準財政需要額に算入} \\ \text{された元利償還金・準元利償還金} \\ 3,540,522 \text{千円} \end{array}}$$

標準財政規模に対する、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の割合のことです。一般会計等の負債だけでなく、一般会計等が負担すると見込まれる公営事業会計、一部事務組合・広域連合、地方公社・第3セクター等の負債にまで及びます。

イ 公営企業に係る資金不足比率

(比率:%)

	決算に係る比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
公共下水道事業費特別会計	—	20.0
公設地方卸売市場事業費特別会計	—	20.0
農業集落排水事業費特別会計	—	20.0

注:「—」は、資金不足を生じていないため、当該数値については該当なしを表す。

注:基準値は、総務省による。

○ 資金不足比率算出式

公営企業ごとの事業規模に対する資金の不足額の割合のことです。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模(営業収益の額－受託工事収益に相当する収益の額)}}$$

水道事業会計	0千円 ÷ (1,313,444千円－0千円)
公共下水道事業費特別会計	0千円 ÷ (1,212,524千円－0千円)
公設地方卸売市場事業費特別会計	0千円 ÷ (2,995千円－0千円)
農業集落排水事業費特別会計	0千円 ÷ (46,589千円－0千円)

(2) 個別意見

ア 実質赤字比率について

平成 30 年度の実質赤字比率は、実質赤字額を生じていないため該当なしとなっている。

イ 連結実質赤字比率について

平成 30 年度の連結実質赤字比率は、連結実質赤字額を生じていないため該当なしとなっている。

ウ 実質公債費比率について

平成 30 年度の実質公債費比率は 3.1%となっており、これは早期健全化基準の 25.0%を下回っている。

エ 将来負担比率について

平成 30 年度の将来負担比率はマイナスとなっており、これは早期健全化基準の 350.0%を下回っている。

オ 水道事業に係る資金不足比率について

平成 30 年度の資金不足比率は、資金不足額を生じていないため該当なしとなっている。

カ 公共下水道事業に係る資金不足比率について

平成 30 年度の資金不足比率は、資金不足額を生じていないため該当なしとなっている。

キ 公設地方卸売市場事業に係る資金不足比率について

平成 30 年度の資金不足比率は、資金不足額を生じていないため該当なしとなっている。

ク 農業集落排水事業に係る資金不足比率について

平成 30 年度の資金不足比率は、資金不足額を生じていないため該当なしとなっている。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。